

### 第3節 「いい歯東京」の達成に向けて

「いい歯東京」の達成には、都民自らの健康づくりのみならず、かかりつけ歯科医による支援、区市町村による健康づくり及び都による基盤整備のいずれもが重要である。

#### 1 都民が取り組む健康づくり（セルフケア）

う蝕や歯周疾患の予防は、8020の達成や口腔機能の維持等、生涯を通じた生活の質の向上に密接に関わっている。う蝕や歯周疾患は生活習慣病としての性格を持っていることから、発病のリスクを下げるためには、まずは都民自らが適切な歯科保健行動や生活習慣を身に付けることが大切である。

##### （1）乳幼児期・学齢期

乳幼児期・学齢期に基本的な生活習慣を身に付け、定着することは、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに大きな効果をもたらす。また、食を通して健康寿命を延伸するという観点からも、その基盤となる食べる器官である口腔の健康と関連させて「食育」を推進していく必要がある。

##### （2）成人期

50歳代頃から喪失歯数が急激に増加するため、歯周疾患の予防のためのセルフケア及びプロフェッショナルケアを理解し、より積極的に行動することが望ましい。また、最近研究の進んでいる歯周病と糖尿病の関連性等についても、十分周知される必要がある。

##### （3）高齢期

口腔機能の維持、口腔ケアによる誤嚥性肺炎の予防等は、高齢者の生活の質の向上に大きく貢献することから、8020の達成とともに、口腔の健康の保持に関する知識を普及していく必要がある。

#### 2 かかりつけ歯科医による支援の定着（プロフェッショナルケア）

う蝕や歯周病を予防し、歯の喪失を防ぐためには、歯磨き等のセルフケアに加え、歯石除去や歯面清掃、フッ化物応用などの予防処置を含む定期的な口腔管理を受ける習慣の定着が重要であり、そのためには、都民一人ひとりがかかりつけ歯科医を持つようになることが必要である。

かかりつけ歯科医の役割は、定期健診や予防処置を行うだけでなく、個々の状況にあった歯口清掃法や食生活に関するアドバイスをすること、口腔内の気になることなどについて相談に乗ること、歯科保健に関する新たな知識や好ましい生活習慣の獲得と定着を支援すること、子育て支援や食育、介護、在宅医療等についても専門的な立場で関わるなど多岐にわたる。

「西暦2010年の歯科保健目標」達成度調査の結果では、目標設定当時（平成12年8月）に比較し、幼児期・学齢期・成人期いずれにおいても、かかりつけ歯科医の定着が進んでいることがうかがわれた。これは、かかりつけ歯科医機能を推進する区市町村歯科保健事業や、平成13年度に開始した東京都8020運動推進特別事業等による成果であると推察される。

今後とも歯と口腔の健康づくりを推進するために、かかりつけ歯科医の定着を促進する必要がある。

### 3 区市町村による健康づくりの支援

現在、健康づくりは、住民に身近な区市町村が核となり推進されている。地域における健康づくりの課題は様々であるが、歯科保健状況は数値化して把握できることから、地区診断に有効な指標となる。このため、「いい歯東京」を活用し、現状の評価、目標の設定、事業企画、事業実施、評価までの一連の取組を区市町村と関係団体が共有し、地域全体で健康づくりの推進に資することが期待される。

また、「いい歯東京」は、これまでの疾病予防中心の健康づくりをさらに進めた生活を支える歯科保健対策として、「子育て支援」や「食育」、「口腔機能の保持・増進」等の視点を含む目標となっている。今後は、区市町村がこれら新たな視点に基づいた取組を積極的に推進することが期待される。

### 4 東京都による健康づくりの基盤整備

都の役割は、都民の健康づくりを支えるかかりつけ歯科医や区市町村による取組の推進である。

都は東京都保健医療計画に基づき、広域的な視点から8020の実現及び歯と口腔の満足度の向上を目指すための基盤を整備し、（社）東京都歯科医師会等関係団体と連携を図りながら、科学的根拠に基づいた適切な情報提供及び普及啓発にさらに努めるとともに、新たな歯科保健目標「いい歯東京」を都民に広く周知し、目標の活用を促し、その達成に向けて引き続き様々な支援を行うことが必要である。

#### （1）東京都歯科保健対策推進協議会

都は、都民の歯の健康づくり対策を推進するため、区市町村や歯科関係団体との連携・調整を図りながら、総合的な協議を行う場として「東京都歯科保健対策推進協議会」を設置している。今後も引き続き、都の歯科保健対策の評価や今後の進め方及び地域歯科保健対策推進の基本的方向等に関して協議を行うとともに、地域や関係団体等における健康づくりの先進的な取組等に関する情報を発信し、都民の歯と口腔の健康づくりを推進する役割が期待される。

## (2) 都立心身障害者口腔保健センター

地域での治療困難な重度・難症例の心身障害（児）者を対象とした歯科診療及び歯科保健向上のための教育研修・調査研究を目的に昭和59年6月に設立された。平成9年度からは、障害者歯科医療対策の充実を図るため、歯科医療機関の少ない多摩地域において巡回診療車による障害者歯科診療を実施している。

また、都立心身障害者口腔保健センターの機能の再構築を目的とした東京都歯科保健対策推進協議会における検討（「今後の障害者歯科保健医療対策のあり方について」平成18年6月）に基づき、診療・教育研修・情報管理の各部門における事業の充実・強化が図られている。特に、研修機能の強化策として、平成20年度からは医師・歯科医師を対象とした摂食・嚥下機能支援評価専門研修を開始するなど、在宅医療に関わる人材育成の拠点となっている。

都立心身障害者口腔保健センターには、新たな歯科保健医療の課題に対応し、引き続き先進的な事業展開を図ることが求められる。

## (3) 学齢期における健康づくり

学齢期において、歯・口の健康づくりは教育的に「生きる力」をはぐくむための大切な題材であるため、東京都教育委員会では、東京都学校歯科医会、各区市町村教育委員会、学校の協力のもとに下記のように児童・生徒の健康づくりの推進に係る事業を実施し、歯・口の健康づくり活動を推進している。

### ア 学校歯科医、学校教職員等対象の研修会の開催

歯・口の健康づくりの方向性を示すとともに、情報提供の場として活用し、学校歯科医や学校教職員等の活動を含め各学校における歯科保健指導や保健教育の取組のレベルアップを図る。

### イ 東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）

学校保健・学校安全及び学校給食に関して、優れた功績のあった学校を、功績をたたえて表彰することにより、積極的な活動を奨励し、もって東京都の学校保健・学校安全、学校給食の水準の向上を図る。

### ウ 健康づくりフォーラム

学校、家庭、地域等が一体となった健康づくりの推進を図ることを目的として、児童・生徒の健康づくり活動について、学校における特色ある取組や学校保健・給食関係団体等の取組を発表する。

《参考 平成22年度》

田沼敦子氏（歯学博士・料理研究家）による講演「ウエル噛む！～噛むかむクッキングのすすめ～」、民間企業（（公財）ライオン歯科衛生研究所）、（社）東京都学校歯科医会による取組み事例の紹介等。

### エ 歯・口の健康づくり啓発資料の作成

小学校1年生、中学校1年生に、歯の健康づくりの推進を図るための

啓発資料を作成し、永久歯の大切さ、歯周疾患予防の必要性及びおやつの選び方、歯みがきの大切さ等を周知する。

#### オ 学校保健統計書の発行

都内の公立学校の児童・生徒の定期健康診断の結果を全数調査し、集計・分析を行っている。学校において、地域や都のデータと比較したり、経年の推移を見たりすることにより、学校、学年ごとに課題や問題点を把握し、学校保健委員会等の場で活用する資料とする。

#### カ 児童・生徒の健康に関するアンケート調査（平成 19 年度）

児童・生徒の健康や生活習慣についての現状を把握し、学校における健康推進のための基礎資料としている。

東京都教育委員会では、以上の事業を引き続き継続することにより、新たな歯科保健目標に向け、推進していく。

### （４）かかりつけ歯科医の定着促進

都は、（社）東京都歯科医師会と連携し「東京都 8 0 2 0 運動推進特別事業」（平成 13 年度開始）や歯科保健普及啓発事業等によって、かかりつけ歯科医の普及・定着を図っている。また、近年ニーズが高まる在宅歯科医療や要介護高齢者等の摂食・嚥下障害への対応策として、平成 19 年度から専門職向けの普及啓発や人材育成にも取り組んでいる。かかりつけ歯科医には様々な機能が求められることから、引き続き普及・定着を図る必要がある。

### （５）区市町村への支援

都は、医療保健政策区市町村包括補助事業、歯周疾患改善指導事業等の施策によって、区市町村による健康づくりを推進している。また、特別区歯科保健業務連絡会及び東京都市歯科衛生士会を活用した定期的な情報交換を通して、都における歯科保健の現状及び課題を共有している。

今後は、区市町村における先進的な取組事例についても共有を図り、歯科保健をさらに充実していく必要がある。

### （６）都保健所による多摩地域への支援策

従来から都保健所（多摩地域）は、保健所歯科保健推進事業により、専門的な支援の必要な障害者の歯科保健・医療対策、あるいは市町村等、関係機関・団体への歯科保健情報の発信など、地域における歯と口の健康づくりを行ってきた。その結果、専門医療機関と一般歯科診療所の連携が進み、かかりつけ歯科医を持つ障害者が増加するなど、一定の成果が得られた。

また、平成 20 年度、21 年度の 2 か年にわたり摂食・嚥下障害支援のモデル事業（多摩立川保健所「摂食・嚥下機能支援事業」）を実施した。医師・歯科医師・コメディカルスタッフが協働したこの取組は、摂食・嚥下機能

支援推進協議会（平成 22 年度保健医療政策区市町村包括補助事業先駆的事業）や東京都摂食・嚥下機能支援推進マニュアル等、都全体の取組の先駆けとなった。

都保健所は、市町村や地区歯科医師会など関係機関・団体に対する広域的調整や、地域診断及び施策の企画・立案等、公衆衛生専門機関としての力を発揮し、今後とも多摩地域の歯科保健推進体制の基盤強化に努めることが期待される。

#### （7）島しょ地区における歯科保健医療対策

島しょ地区では都全体に比較し小児のう蝕が多く、成人期の歯周病による歯の喪失が早いなどの傾向があり、また、歯科医療機関が少ないなど歯科保健医療に関する課題も存在している。

都は島しょ地区における歯科保健対策として、平成 13 年度に神津島村をモデル地区とした「島しょ地区歯科保健普及啓発事業」を開始した。神津島村、（社）東京都歯科医師会と協力して事業を進めた結果、神津島村における小児のう蝕罹患状況は大きく改善し、さらに神津島村の独自事業「こうづ健康づくりよい歯と栄養事業」（平成 15 年度）に発展して、歯科保健と食育がともに推進されることとなった。

本事業は、地域ぐるみの健康づくりの先進的な成功事例であり、都はこの成果をもとに医療保健政策区市町村包括補助事業（先駆的事業）「フッ化物洗口推進事業」（平成 22 年度）を例示し、小児のう蝕罹患状況が課題となっている地域における普及を図っている。

島しょ地区には、様々な歯科保健医療の課題があることから、引き続き各町村と島しょ保健所が密接に連携し、地域特性に合った歯と口腔の健康づくりを推進する必要がある。